

令和7年5月26日

いなべ市議会副議長 篠原 史紀 様

いなべ市議会議員政治倫理審査会
委員長 岡 恒和

いなべ市議会議員政治倫理審査会の審査結果について（報告）

令和7年4月11日付けで審査請求があった件について、いなべ市議会政治倫理規程第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 審査請求内容

(1) 審査請求者

小寺 徹翁議員、多湖 公議員

(2) 審査請求の対象議員

小川 幹則議員

(3) 審査請求の対象となる事由の該当条項

いなべ市議会政治倫理規程（以下「同規程」という。）第3条第1項第1号
「市民の代表者としての品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むこと」

同規程第3条第2項「議員は、前項各号のいずれかに違反しているとの疑いが生じたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。」

(4) 審査請求の対象となる事実関係

公職選挙法違反の疑いが強い一連の行動に関し、いなべ市議会へ直接市民（匿名）から3件の告発があった。

自ら説明責任を果たさず、むしろ「怪文書」として問題を矮小化する対応をとった。

(5) 審査請求の対象となる事実関係を証する資料

いなべ市議会意見箱に投函された意見用紙及び一部の議員へ送付された告発文（官製はがきの写し）

2 審査の経過

いなべ市議会議員政治倫理審査会における審査の経過は、別紙のとおり。

3 審査の結果

審査にあたっては、1－(4) 審査請求の対象となる事実関係として提出された以下事項について、対象議員の事情聴取を行った。

- (1) 令和7年3月10日付けの消印で各会派代表者宛てで議会事務局に届いた匿名葉書には、公職選挙法に抵触する恐れがある対象議員の行動について告発されたものであった。

その葉書が、速やかに各会派代表者へ渡さず、令和7年第1回定例会閉会日（3月25日）の本会議後に議長室で各会派長に対し手渡され説明があった。説明までの間、葉書を対象議員の管理下にあったにもかかわらず各会派長へ開示しなかったことを確認した。

次に、3月11日付けで受理した「市議会意見箱に投函されていた市民からの意見」についても、匿名葉書同様に、公職選挙法に抵触する恐れがある対象議員の行動について記入されていた。当該意見は、いなべ市議会意見箱運用ガイドラインに基づき、次回議会運営委員会（4月8日招集）に回付されたが、当該委員会で疑惑の解明はされなかった。

また、これら一連の匿名による告発について、4月8日の全員懇談会で各議員からの質問に対しては、「名誉棄損、人権問題であるため答えない」と発言した。

匿名葉書及び匿名による意見投函であったため、当初対象議員は当該通報を「怪文書」と捉えていたが、その後「誹謗中傷が含まれる文書」とした。いなべ市議会事務局処務規程に基づく決裁者である対象議員は、文書が自身の管理下にあったにも関わらず、率先して説明することを避けたと受け取られかねない行動である。

この経緯において、議会に対し、市民に疑いが生じている趣旨であったことを鑑み、対象議員は同規程第3条第2項の規定に基づき、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするべきであった。

よって、同規程第3条第2項の規定に抵触するものである。

- (2) 梅戸老人会の伊勢神宮参詣の当日、缶ビール1箱程度を差し入れた事実が確認された。このことは、公職選挙法第199条の2（政治家の寄附の禁止）に抵触するものであり、市民の代表者としての品位と名誉を損なうような行為であることから、同規程第3条第1項第1号に抵触するものである。

次ページへ続く

(3) 選挙区内の知人、友人等への時候のあいさつ（年賀状）の送付については、公職選挙法第147条の2（あいさつ状の禁止）では、「答礼のため自筆によるもの」以外は禁止されている。対象議員への事情聴取の結果、答礼も含め対象議員の親戚及び友人に対し印刷による時候のあいさつを送付したことが確認できたため、同法に抵触する恐れがある。

よって、同規程第3条第1項第1号に抵触するものである。

(4) 阿下喜地区の祭りへの現金の寄附については、対象議員に事情聴取を行った結果、対象議員の当該行為は確認できなかった。

(5) 喫茶店への祝花として1万2,000円～1万3,000円の胡蝶蘭を贈呈したことを確認した。対象議員からは、氏名の表示はしていないと説明を受けたが、当審査会としては、対象議員の申告による以外確認の方法は見当たらない。結果的に当該店に対し対象議員が祝花の贈呈を行ったことを市民が知る事態となったことを受け、公職選挙法第199条の2に抵触する恐れがある。

よって、同規程第3条第1項第1号に抵触するものである。

4 講じるべき措置の内容

同規程第9条第1項第3号 議員の辞職勧告

5 附帯意見

当該審査会設置後、当該審査会委員複数名に対し、対象議員は自身の心情を語ったことが判明した。話し手の意図、聞き手の捉え方に齟齬があり、対象議員がとった言動の真意を解明するには至らなかつた。しかし、事情聴取及び弁明の機会があるにも関わらず、対象議員が個別に対応したことは、当審査会への運営操作、働きかけと取れるものである。

この行為は、同規程第3条に掲げる基準に該当するか如何に関わらず、いなべ市議会議員として極めて不適切な行動であつた。

1 いなべ市議会議員政治倫理審査会の設置

令和7年4月11日付けで議長に対し提出された審査請求書（請求者：小寺 徹翁議員、多湖 公議員）を受け、令和7年4月30日にいなべ市議会議員政治倫理審査会を設置。

委員長 岡 恒和

副委員長 位田まさ子

委員 岡 英昭、片山秀樹、出口日佐男、
清水隆弘、伊藤三保、西井真理子

2 審査会における審査の経過 ※各回の会議顚末は会議録参照

（1）第1回審査会

日時：令和7年4月30日（水） 午前9時00分～午前9時55分

場所：いなべ市役所議会棟第2委員会室

出席者：委員8名

事項：1 正副委員長の互選（委員長：岡 恒和、副委員長：位田まさ子）

2 審査請求の確認

3 審査方法について協議、確認

（2）第2回審査会

日時：令和7年5月8日（木） 午後1時30分～午後2時14分

場所：いなべ市役所議会棟第2委員会室

出席者：委員8名

事項：審査内容及び事実確認の方法について審査会で協議

（3）第3回審査会

日時：令和7年5月12日（月） 午前9時00分～午前11時59分

場所：いなべ市役所議会棟第2委員会室

出席者：委員8名

対象議員（小川幹則議員）

事項：対象議員への事情聴取

1 意見箱に投書された市民からの意見を、3月11日付けの受領印にも関わらず、4月8日まで議員に知らせなかった理由は。

2 会派代表者宛てのハガキ（3月10日付け消印）を3月25日に会派代表者に渡された。時間的にずれが生じているが理由は。

3 3月25日に議長室で突然ハガキを出された。当時、「警察に相談中でノーコメント」と言われた。その後、議会運営委員会では、ノーコメント。全員懇談会では「人権侵害、名誉棄損」と言われた。今も、その考えに変化はないか。

4 1、2について、誰とどのような相談をして、そのような対応をとっ

たか。

- 5 4月15日議会報告会の全体説明会の前に、議長から事情説明があった。その際、「家にあったビールを老人会に持って行った」と言われた。いつ、どこに、誰が、どれだけ、何のために持って行ったのか、詳細説明を求める。また、この行為をいつから行っていたか。恒例的に行っていたか。
- 6 同じく4月15日の説明にあった「年賀状（親戚・友人）への送付」について詳細説明を求める。
- 7 同じく4月15日の説明にあった「阿下喜のイベントに現金寄附は記憶がない」について詳細説明を求める。
→新聞記事では「記憶がない」と報道されていた。過去にも全くしたことがないのか。
- 8 同じく4月15日の説明にあった「喫茶店への開店祝い（お花）はしたが名前は出していない」について詳細説明を求める。
- 9 「処分を軽くしてほしい」と、他の議員に交渉したことはあるか。
- 10 4月15日議会報告会の説明のため全議員が集まった場で、お詫びと訂正として、5、6、7、8の説明をされた。あれは何だったのか。
- 11 行為が公職選挙法に抵触するという意識（認識）はあったか。
- 12 議会改革を進めていく中で、議長が先頭に立って取り組んでいる中、この事態をどう思っているか。

（４）第４回審査会

日 時：令和7年5月22日（木）午前9時00分～午前11時39分

場 所：いなべ市役所議会棟第2委員会室

出席者：委員8名

審査請求者（多湖 公議員）

事 項：1 事情聴取及び事実確認

審査請求者：多湖 公議員

2 事情聴取及び事実確認の内容精査

(1) 事実関係として提出された「別紙」の精査

(2) 事実関係として提出された「別紙」以外の精査

（５）第５回審査会

日 時：令和7年5月26日（月）午後3時00分～午後5時15分

場 所：いなべ市役所議会棟第2委員会室

出席者：委員8名

対象議員（小川幹則議員）

事 項：1 審査結果報告書（素案）の確認

2 対象議員に対する弁明の機会

3 審査結果報告書の確定